


「問屋町にぎわい創出事業」

借地利用事業者募集要綱 ～ 岡山市北区問屋町借地 ～

平成28年9月1日

主催者
協同組合岡山県卸センター

代行者
 三井不動産リアルティ中国株式会社
法人営業部 営業グループ

目次

1. 事業者募集の趣旨
2. 事業者募集の主催者及び代行者
3. 事業用地の概要
4. 応募資格及び制限
5. 事業者募集スケジュール
6. 借地利用及び賃貸条件等
7. 応募手続き等
8. 賃貸事業者の決定
9. その他確認事項

【書式】

- (様式一1) 応募申込書
- (様式一2) 応募者の構成員および協力企業構成表
- (様式一3) 応募提案の趣旨
- (様式一4) 秘密保持誓約書
- (様式一5) 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

【本募集要綱書の添付資料（全て写し資料）】

- (1) 物件紹介書
- (2) 全部事項証明書（土地）
- (3) 全部事項証明書（建物）_事務所
- (4) 全部事項証明書（建物）_展示場
- (5) 公図
- (6) 建物図面・各階平面図_事務所
- (7) 建物図面・各階平面図_展示場

【秘密保持誓約書（様式一4）および暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書（様式一5）の提出後に開示する資料（全て写し資料）】

- (1) 展示場設計図書
- (2) 事務所設計図書
- (3) 展示場照明設備改修工事設備図
- (4) 事務所改修工事設計図書
- (5) 展示場倉庫アスベスト改修工事資料
- (6) PCB廃棄物関係資料
- (7) 修繕等履歴表
- (8) 岡山市水道局水道管路図・給水工事申請書及び設計書
- (9) 岡山ガス(株)導管設置状況に関する回答書
- (10) 下水道管路図
- (11) 岡山市防災情報マップ
- (12) 液状化危険度分布図

借地利用事業者募集要綱

(問屋町にぎわい創出事業)

1. 事業者募集の趣旨

問屋町は、JR岡山駅より南西3kmに位置する約13haの地区であり、用途地域は商業地域に該当します。当地は、1964年に設立された協同組合岡山県卸センターが用地を取得し、卸商業団地を形成しましたが、卸売業の環境変化に対応するため、2000年に組合定款を変更し、小売業、サービス業等卸売業以外の利用や住宅利用を可能とし、組合員による不動産業務を認めました。これにより、小売、飲食、サービスの店舗が増加し、新たな店舗の利用を目的とした来訪者が増加してまいりました。

このような問屋町にとって、オレンジホールは昭和43年に建設、組合員の展示会等に利用され、組合事業の大きな柱であるとともに、卸センターのシンボリックな役割を担ってきました。しかし施設の老朽化により、オレンジホールを継続使用することは困難であると判断いたしました。

よって、オレンジホールを解体し、その跡地を利用して問屋町に新たな賑わいを創出したいと思っております。この様な動きの中では組合に求められるものも変化しているため、新しく“みんなで創るマチ”を組合活動のコンセプトといたしました。今後ともこのような商業集積を維持発展させ、周辺地域の利便性の向上や活性化に寄与する魅力的なにぎわい施設（商業・文化等）を設置するため、今回借地利用事業者の積極的な提案を募集いたします。

2. 事業者募集の主催者及び代行者

(1) 主催者 協同組合岡山県卸センター

本件募集に関し、主催者から以下の募集代行者が業務を委託されております。なお、主催者への直接のお問合せ等には一切お応えいたしません。本件募集に際してのお問い合わせ及び参加申込み等については、以下の代行者へご照会下さい。

(2) 代行者 三井不動産リアルティ中国株式会社

法人営業部 営業グループ

担当：中村真一郎 岡本泰彦

〒730-0035 広島市中区本通5番9号金正堂ビル2F

TEL:082-242-3007 FAX:082-245-8002

E-Mail : nakamura9523@mf-realty.jp

3. 事業用地の概要

(1) 対象用地

所有者	所在地	地目	登記簿面積
(協)岡山県卸センター	岡山市北区問屋町15番101	宅地	6969.92㎡

(2) 位置図 別紙

(3) 用途地域 商業地域

(4) 建ぺい率 80%

- (5)容積率 400%
- (6)道路 北側市道：幅員約18m 南側市道：幅員約18m
東側市道：幅員約10m 西側市道：幅員約10m
- (7)インフラ 上水：東および西側前面道路配管あり
下水：東および西側前面道路配管あり
ガス：南側前面道路配管あり
- (8)その他 地耐力調査、埋設物調査、土壌汚染調査は実施していません。

4. 応募資格及び制限

(1) 応募者の資格

- ①指定期日までに土地賃貸借契約の締結が可能であること。
- ②提案内容に合致した事業を適切に実施できること。
- ③共同事業者(複数の企業が共同して事業を行う)として応募する場合は、代表企業及びその他の構成員を、役割分担とともに全て明示してください。

(2) 応募者の制限

次の①から⑤までのいずれかに該当する者は、事業者募集に応募することはできません。

- ① 契約締結能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
- ② 会社更生法に基づく更生手続き開始の申立て、若しくは民事再生法に基づく再生開始の手続き申立てがなされている者
- ③ 応募申込書等に虚偽の記載がある場合
- ④ 暴力団等反社会的勢力との関係ないし関与の事実があるもの。なお、暴力団等反社会的勢力との関係ないし関与の事実には、次に掲げる場合を含みます。
 - (1) 申込者の関係者が暴力団、暴力団員又はこれらに準ずる者であること。なお、申込者の関係者は、申込者、その役員等、申込者の関連会社、その役員等を含むものとする。
 - (2) 暴力団等反社会的勢力が申込者の関係者の経営に関与している。
 - (3) 申込者の関係者が暴力団等反社会的勢力に資金提供その他の行為を行うことを通じて暴力団等反社会的勢力の維持若しくは運営に協力若しくは関与している。
 - (4) 申込者の関係者が暴力団等反社会的勢力と交流を持っている。
 - (5) 申込者の関係者が公益に反して社会的に批判を受ける事業を営んでいる。
 - (6) 申込者の関係者が市民社会の秩序や安全に脅威を与え健全な経済活動や社会の発展を妨げている。
- ⑤ その他、主催者が不適当と認めたもの。

5. 事業者募集スケジュール

募集要綱の公表	平成28年9月1日
応募提案書の受付締切	平成28年12月26日 13:00 (必着)
一次審査通過者による 最終プレゼンテーション	平成29年1月下旬 (予定)
優先交渉権者の決定	平成29年4月中旬 (予定)
覚書協議及び締結	優先交渉権者の決定通知後、1か月以内

土地賃貸借契約の締結	賃貸借事業者に決定した者は、覚書に定めた時期までに(協)岡山県卸センターと公正証書による土地賃貸借契約を締結
賃借権の開始時期	土地賃貸借契約で定める期日

6. 借地利用及び賃貸条件等

(1) 借地利用方針

- ①問屋町地域の活性化に寄与することができる小売業者・サービス業者又はそれらを核とする商業施設の整備を行うこと。
- ②施設の適正な管理と円滑な事業運営を図ることができること。
- ③敷地内のみならず、周辺交通対策が十分確保された計画であること。

(2) 土地賃貸条件

- ①賃 料 1か月1坪当り1,500円以上
ただし、既存建物解体期間（2か月間）の賃料は無償とし、以降開店前日までの賃料は契約賃料の半額とします。
- ②契約形態 事業用定期借地契約
- ③契約期間 最長20年間
契約期間には建設工事及び既存建物除去工事の期間を含みます。また、中途解約はできないものとします。
- ④保 証 金 月額賃料の10か月分
契約が終了し、対象用地を完全に明渡し、かつ一切の債務を完済した後に、無利息にて返還するものとします。

⑤そ の 他

(ア) 現況渡し

土地および建築物等は現況のまま事業者を引き渡されるものとします。引渡後に事業者が建物を解体撤去するため、協同組合岡山県卸センターは建物の所有権移転登記に代えて、当組合名義による滅失登記申請手続きに協力するものとします。その手続に要する費用は事業者の負担とします。

(イ) 更地返還

事業者は、賃貸借期間満了までに、土地に付加した集客施設等の建造物を自らの負担で撤去し、更地の状態で賃貸人に明渡すものとします。ただし、賃貸人が原状に回復することを要しないと認めたときは、この限りではありません（この場合においても、事業者は残存価値分の請求、有益費の請求はできません）。

(3) 用途に関する条件

借地利用計画の提案に当たっては、次の用途は除外します。

- ①「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律(昭和23年法律第122号)」第2条第1項第1号から第7号(パチンコ店等)まで、また同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供する施設。
- ②「暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)」第2条第1項第2号に規定する暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用するなど、公序良俗に反する施設。

(4) 建築計画に関する条件

- ① 日影、風害、騒音、電波障害など周辺環境への影響に十分配慮してください。
- ② 関連法規、条例、指導要領等を遵守してください。

(5) 費用負担の条件

- ① 電気、ガス、上下水道、通信等の必要なインフラ施設については、事業管理者と調整し、自らの負担で整備してください。
- ② 日影、風害、騒音、電波障害への対応については、賃借事業者が周辺住民等と調整し、みずからの負担で整備してください。

(6) その他の条件

① 土地賃貸借契約の締結等

- (ア) 賃借事業者は、覚書に定められた期日までに協同組合岡山県卸センターと事業用定期借地契約を締結してください。
- (イ) 上記事業用定期借地契約の締結に要する諸費用は、すべて賃借事業者が負担してください。
- (ウ) 賃借事業者に決定したものが、期限内に当該契約を締結しない場合は、次順位交渉権者と契約を締結することがあります。
- (エ) 成約の場合、賃借人側仲介手数料は下記の通りといたします。
公募代行者は、仲介手数料として月額賃料の1か月分相当額（消費税及び地方消費税別）を申し受けます。
なお、主催者および代行者は、賃貸借契約に際し仲介手数料等仲介に関する費用負担を一切いたしません。

② 着工の時期等

- (ア) 賃借事業者は、事業用定期借地契約締結日から12ヶ月以内に着工してください。
- (イ) 定められた時期までに着工しない場合は、契約解除の上、賃料の60か月相当額の違約金を徴収します。

③ 着工後の主な制限事項

- (ア) 賃借事業者は、覚書で合意した時期までに必要な工事すべてを完了し、覚書に基づく用途(指定用途)に供さなければなりません。
- (イ) 開店の日から5年間は、指定用途に供さなければならないものとします。ただし、開店から5年間経過した後でも、本要綱の「用途に関する条件」は遵守しなければならないものとします。
- (ウ) 開店の日から5年間は、協同組合岡山県卸センターの承諾を得ないで、本件借地権の譲渡及び転貸のほか、事実上これらと同様の効果を生ずる行為、並びに事業用地に建築された建物に関する所有権の移転はできないものとします。ただし、覚書で当該権利の設定又は移転が予定されている場合は、この限りではありません。なお、開店から5年間経過した後でも、前記当該権利の設定又は移転については、協同組合岡山県卸センターとの協議を必要とするものとします。
- (エ) 契約義務違反の場合の措置
 - A) 用途指定等の重大な契約条項の義務に違反したときは、賃料の60か月相当額の違約金を徴収します。そのうえで、契約を解除する場合があります。
 - B) 用途指定等の重大な契約条項に係る義務の違反について特別の事由があると認められるとき、又は他の契約義務に違反したときは、賃料の24か月相当額の違

約金を徴収します。

7. 応募手続き等

(1) 募集要綱の公表

平成28年9月1日より三井不動産リアルティ中国株式会社から公表します。

(2) 詳細資料配布

詳細資料配布は、本件代行者：三井不動産リアルティ中国株式会社より行ないます。

なお、詳細資料は後記「(様式-4) 秘密保持誓約書」「(様式-5) 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」を提出いただいた先に限り開示します。

なお、本件募集に参加する場合は、後記「(様式-4) 秘密保持誓約書」「(様式-5) 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書」を提出してください。また、審査を行う為に後記応募提案書類以外に追加書類のご提出をお願いする場合があります。

(3) 質疑及び応答

① 質疑の方法

三井不動産リアルティ中国(株)宛に電子メールにより提出してください。それ以外の個別質疑についてはお答えしません。

② 応答

質疑に対する応答は、当該に対して電子メールで随時回答します。なお、他の応募者にも共通する質疑に関しては応募者全員に対して、その質疑の内容と回答をお知らせします。

(4) 応募提案書類の提出

① 受付締切

平成28年12月26日 13:00 (必着)

② 提出場所

三井不動産リアルティ中国株式会社 法人営業部 営業グループ
〒730-0035 広島市中区本通5番9号金正堂ビル2F
TEL:082-242-3007 FAX:082-245-8002

③ 提出書類

(ア) 応募申込書 (様式-1)

(イ) 応募提案の趣旨 (様式-3) ※各項目について別紙への記入も可とします。

(ウ) 施設の設計概要 (敷地配置図、各階平面図、立面図、パース・スケッチ等)

(エ) 法人登記簿謄本

(オ) 印鑑登録証明書

(カ) 会社概要

(キ) 事業経歴書

(ク) 事業例がわかる資料(パンフレット等)

※応募のために必要とした一切の費用は、応募者が負担するものとします。

※グループで応募する場合は、応募者の構成員および協力企業構成表(様式-2)を合わせて提出してください。

※共同事業者においても(エ)～(ク)の提出を必要とします。

(5) 応募書類の取扱い

① 著作権の帰属

応募提案書類の著作権は、応募者に帰属するものとします。ただし、優先交渉権者の公表など本事業に関する報告、広報、周知のため(協)岡山県卸センターないし代行者が必要とする場合のみ、応募提案書類の全部又は一部を応募者への通知なく使用できるものとします。

② 提出書類の不返却

応募書類、その他応募者から提出された書類は一切返却しないものとします。

8. 賃貸事業者の決定等

(1) 審査及び選定結果

①「6. 借地利用及び賃貸条件等」に掲げた借地利用方針への整合や賃料等の条件のほか、事業の継続性、問屋町地区の賑わい創出への貢献度、周辺環境への影響度等を審査させていただき、総合的に最も優れた者を優先交渉者、2番目に優れた者を次順位交渉権者といたします。

②一次審査通過者による協同組合岡山県卸センターが選任した審査者への最終プレゼンテーションを予定しています。

③必要があると認める場合は、応募者に対し資料の提出を求め、または提案の内容についての説明を求める場合があります。

④選定の結果については、その当落のみを書面により応募者全員に通知するものとします。なお、決定に対する質問や異議には一切応じられません。

(2) 覚書の締結

優先交渉権者は、優先交渉権者決定通知後1か月以内に(協)岡山県卸センターと応募提案内容に基づき協議の上、事業実施に向けた基本事項を定めた覚書の締結を行います。なお、優先交渉権者との協議が整わない場合、又は優先交渉権者が失格条件に該当した場合は、優先交渉権者との交渉を打ち切り、次順位交渉権者と交渉できるものとし、優先交渉権者と同様に扱うこととします。

(3) 覚書の内容

上記(3)の覚書(「土地の賃貸借に関する覚書」)は、次の各項を中心とした覚書となります。

① 土地賃貸借契約の締結、借地期間、着工、事業開始・完了期間と賃料及び支払い条件

② 応募提案内容に基づく基本計画の確認(基本計画として作成し、覚書に添付する。)

③ 預託金として覚書締結から別途指定する日までに月額賃料の6ヶ月分を預託する。
なお、この預託金は土地賃貸借契約締結時の保証金に充当する。

④ その他合意すべき事項

(4) 賃貸事業者の決定

上記(3)の内容の覚書締結をもって賃借事業者の決定とします。

(5) 土地賃貸借の契約

上記覚書締結後、土地の賃貸借契約の締結を行います。

(6) 失格

次のいずれかに該当する者は、失格とします。

- ①応募提案書類等の提出書類に虚偽の記載がある者
- ②期限内に応募提案書類等の必要書類が提出されなかった者
- ③その他この要綱に違反する者

9. その他確認事項

本要綱書に記載されているスケジュール・募集方法・賃貸借方法・賃貸借条件等につきましては、主催者の独自の判断、総会の決議等により変更される可能性があります。また、応募賃料等の公募参加者の条件等により、賃貸借を中止することがありますので、あらかじめご了承ください。上記の変更・中止の場合でも、主催者および募集代行者（その関係会社を含む。）は、賃貸借をご検討いただく皆様に発生した如何なる費用・損害等について、一切負担・補償しません。

本要綱書（添付資料等を含む。）及びその後にご提供する全ての資料に含まれている情報および募集・賃貸借に関する情報（以下「本件情報」という。）については、口頭・書面・電子情報等如何なる形であれ、秘密保持に関する誓約書の対象となることを条件として開示します。また、開示される資料は、参考資料としてご提示するものであり、本件募集の参加検討を行っていただくためのものです。なお、本件情報は、参加者へのアドバイスを構成するものではなく、本件募集の正確性・十分性に主催者および募集代行者は何ら表明保証を行うものではなく、何らの責任を負担するものでもありません。

(様式一1) 応募申込書

平成 年 月 日

応募申込書

協同組合岡山県卸センター 御中

問屋町借地利用事業者募集について、募集要項の内容を了解のうえ、応募書類を提出します。

単 独 又 は グ ル ー プ	該当する項目をチェックしてください。 <input type="checkbox"/> 単独での申込 <input type="checkbox"/> グループでの申込 (様式-2を合わせて提出)
-----------------	--

事 業 者 名 (グループの場合は、代表事業者名)	
所 在 地	
代 表 者 名	印

【担当者】

所 属 ・ 職 ・ 氏 名	
電 話 番 号	
メ ー ル	

※グループで応募する場合は、応募者の構成員および協力企業構成表(様式-2)を合わせて提出してください。

【応募基本条件】

希望する事業用定期借地期間	年 月 (最長20年)						
	百	十	万	千	百	十	円
希望する賃料月額							

(様式一2) 応募者の構成員および協力企業構成表

平成 年 月 日

【代表企業】

代 表 事 業 者 名	
構 成 員 数 (代表事業者を除く)	

【構成員 (代表事業者を除く)】

事 業 者 名	
所 在 地	
代 表 者 名	印
担当者所属・職・氏名	
電 話 番 号	
メ ー ル	

事 業 者 名	
所 在 地	
代 表 者 名	印
担当者所属・職・氏名	
電 話 番 号	
メ ー ル	

※構成員が2社以上になる場合は、表を追加してください。

(様式一3) 応募提案の趣旨

①基本方針

企画事業全体の考え方、コンセプトをご記載下さい。

②事業概要

企画事業の概要をご記載下さい。

(事業スキーム／建物規模、主要テナント、主要顧客ターゲット／事業スケジュール等)

③にぎわい創出への考え方

交流人口の増加や地域に寄与する施設としての考え方、またこれらによる周辺エリアで期待できるにぎわい創出や経済効果等についてご記載下さい。

④その他

周辺交通への影響、騒音度合い、防災防犯への考え方や、
その他事業にあたってのアピールポイントをご記載下さい。

※①～④の各項目について別紙への記入も可とします。

(様式一4) 秘密保持誓約書

平成 年 月 日

協同組合岡山県卸センター 御中
三井不動産リアルティ中国株式会社 御中

(誓約者)

㊞

秘密保持誓約書

当社は、三井不動産リアルティ中国株式会社より紹介を受け、協同組合岡山県卸センター(以下「主催者」という。)が所有する末尾記載の不動産(以下「本物件」という。)の公募参加および借地利用の検討(以下「本件公募」という。)をおこなうにあたり、主催者および三井不動産リアルティ中国株式会社(以下「公募代行者」という。)に対し、秘密保持に関して下記の事項を遵守することを誓約します。

記

第1条 (機密情報等の定義)

機密情報とは、本物件に関して貴社から提供を受けた書面、口頭、電子、またはその他媒体による一切の情報をさします。ただし、次の各号の一に該当する情報については除外します。

- (1) 貴社より提供を受けた時点で、公知であるもの
- (2) 貴社から提供を受けた時点で、既に当社が保有していたもの
- (3) 貴社より提供を受けた後に、当社の責によらず公知となったもの
- (4) 秘密保持義務を負うことのない第三者から正当に入手したもの

2. 入居者情報は、対象物件に入居中の住人の個人情報をさします。

第2条 (秘密保持義務)

当社は、善良なる管理者の注意をもって適正かつ厳重に保管・管理し、機密情報の改ざん・漏洩等の防止に必要なかつ十分な措置を講じます。

第3条 (第三者への提供・開示の禁止)

当社は、貴社の事前の書面(電子メールを含む)による承諾なしに機密情報の全部または一部を第三者に提供・開示もしくは漏洩しません。

2. 前項にかかわらず、本目的に照らし必要な範囲において当社の取締役および従業員、会計士、税理士、弁護士等に対して機密情報を開示できるものとします。ただし、当社はこれらの者に対して本誓約書と同等の守秘義務を負わせるものとします。

3. 第1項にかかわらず、官公庁・裁判所・行政等の公的機関から正当なる権限に基づき機密情報の開示を求められた場合、当社は、当該機関に機密情報を開示できるものとします。

4. 当社は、貴社の事前の書面による承認を得ていても、第三者に機密情報を開示する場合は本誓約書と同等の守秘義務を当該第三者に課すものとし、当該第三者が本誓約書の内容に違反した場合は、当該第三者と連帯して責を負うものとします。

第4条 (機密情報の複写・複製等)

当社は、機密情報を本目的の範囲を超えて複写・複製、または二次的な機密情報のデータ等へ

の加工・利用を行わないものとします。また、複写・複製された機密情報についても本誓約書のとおり守秘義務を負うものとします。

第5条 （機密情報の返却・破棄等）

当社は、貴社から請求があった場合、速やかに機密情報（複写・複製物を含む。）を適正かつ完全に、貴社の指示に従い返却または破棄するものとします。また、貴社より請求がある場合はそれを証する書面を貴社に提出するものとします。

第6条 （機密情報の漏洩等の事故が発生した場合の措置）

当社は、機密情報の漏洩等の事故を知った場合またはその恐れが生じた場合には、速やかにその旨を貴社に通知し、その拡大を防止するため差止め等の適切な処置をとります。

第7条 （損害賠償）

当社が本誓約書に違反し、これにより貴社が損害をこうむった場合、当社はその損害につき賠償責任（弁護士費用を含む。）を負うものとします。

第8条 （有効期間）

当社は、本誓約書を差し入れた日より1年間守秘義務を負うものとします。ただし、本誓約書失効後も公知となった情報を除き、機密情報を第三者に開示しないものとします。

第9条 （準拠法）

本誓約書は、日本法に準拠して解釈し、第一審の専属的合意管轄裁判所を広島地方裁判所（本庁）とします。

以 上

<不動産の表示>

【土地】

所在：岡山市北区問屋町15番101

地目：宅地 地積：6,969.92㎡

【建物①】

所在：岡山市北区問屋町15番地101 家屋番号：15番101の1

種類：展示場 構造：鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

延床面積：2,072.33㎡ 建築年月日：昭和43年11月11日

【建物②】

所在：岡山市北区問屋町15番地101 家屋番号：15番101の2

種類：事務所 構造：鉄筋コンクリート造陸屋根2階建

延床面積：772.48㎡ 建築年月日：昭和43年11月11日

以 上

(様式一5) 暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

協同組合卸センター 御中

三井不動産リアルティ中国株式会社 御中

暴力団等反社会的勢力ではないこと等に関する表明・確約書

- 1 当社は、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約します。
①暴力団 ②暴力団員 ③暴力団準構成員 ④暴力団関係企業 ⑤総会屋等、社会運動標榜ゴロ
⑥暴力団でなくなつてから5年を経過していない者 ⑦法律の規定に基づき公の秩序を害する
おそれのある団体等であることが指定されている者またはその構成員 ⑧その他前各号に準ず
る者

- 2 当社は、前項の反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な交友関係にある者（以下「反社会的
的勢力等」という。）と次の各号のいずれかに該当する関係がないことを表明・確約します。
① 反社会的勢力等によって、その経営を支配される関係
② 反社会的勢力等が、その経営に実質的に関与している関係
③ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加えるなど、反社会
的勢力等を利用している関係
④ 反社会的勢力等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等の関係
⑤ その他役員等又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力等との社会的に非難さ
れるべき関係

- 3 当社は、自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明・確約し
ます。
① 暴力的な要求行為
② 法的な責任を超えた不当な要求行為
③ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
④ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて貴社の信用を毀損し、又は貴社の業務を妨害する行
為
⑤ その他前各号に準ずる行為

- 4 当社は、媒介業者にこの取引に係る業務の実施等を依頼する場合には、同者が前1、2及
び3に該当しないことを表明・確約します。

- 5 当社は、対象物件を取得した場合には、当該物件を自ら又は第三者をして反社会的勢力の
事務所その他の活動拠点に供しないことを表明・確約します。

- 6 当社は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合及びこの表明・
確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしでこの取引が停止され又は解約され
ても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じ
た場合は、一切、当社の責任とすることを表明・確約します。

7 当社は、貴社の求めに応じ、当社の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）を提出すること及び提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

平成 年 月 日

住 所

会社名

(ふりがな)

代表者

印

代表者生年月日 年 月 日生（ 歳）

以 上